

国際フェスタ2017 （国際交流・協力の日イベント）

市民団体等活動紹介コーナー

国際協力バザー（民芸品）

ひろしま国際村～世界の屋台

参加団体募集要項

平成29年度国際交流・協力の日実施概要について

1 目 的

国際交流ネットワークひろしま加入団体を中心に国際交流・協力活動団体が一堂に会して、多くの人が楽しめる参加型事業を行い、在住外国人を含む参加市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらうとともに、広島市の都市像である国際平和文化都市の実現に資することを目的とする。

2 主 催 等

(1) 主 催

公益財団法人広島平和文化センター（国際部国際交流・協力課、国際会議場）

(2) 共 催

独立行政法人国際協力機構中国国際センター、公益財団法人ひろしま国際センター、広島市

(3) 協 力

生活協同組合ひろしま、公益社団法人日本産業退職者協会広島支部、広島信用金庫

(4) 協 賛（予定）

コカ・コーラウエストベンディング株式会社、サンフーズ株式会社、
全日本空輸株式会社中四国支社、広島人権擁護委員協議会、広島電鉄株式会社、
マツダ株式会社

(5) 後 援（予定）

広島県、広島県教育委員会、広島市教育委員会、中国新聞社、中国放送、広島テレビ、
広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送

3 事業内容

(1) 名 称 国際フェスタ ^{ニーマルイチナナ} 2017（国際交流・協力の日イベント）

(2) 開催日時 平成29年11月19日（日）10時～16時

(3) 開催場所 広島国際会議場、平和記念公園、平和大通り緑地帯（広島国際会議場南側）

(4) 事業概要

次に示す3区分の事業、全30事業程度を実施

ア 主催者及び共催者事業

主催者及び共催者みずからが実施又は他団体に依頼して実施する事業

イ 公募企画事業

国際交流ネットワークひろしま加入団体が実施する独自事業。公募のうえ選定。

ウ 公募三事業

① 市民団体等活動紹介コーナー

② 国際協力バザー

③ ひろしま国際村～世界の屋台

国際交流ネットワークひろしま加入団体に対する公募を経て参加団体を決定。

(5) 来場者数目標

各事業延べ9, 000人

(6) その他

ア 事前申込の要否

原則、事前申込不要。ただし、定員の定めがあるなどの一部の事業については必要。

イ 参加料等の要否

原則無料。ただし、一部の事業については材料等の実費相当分の負担が必要。

4 参加要件

- (1) 平成29年度国際交流・協力の日に事業主体として参加する団体は、次の要件をすべて満たさなければならない。ただし、主催者及び共催者事業並びに協力団体実施事業については、この限りでない。

ア 国際交流ネットワークひろしまの加入団体であること。

イ 別途主催者が定める期日までに参加負担金を主催者に納めること。

- (2) 平成29年度国際交流・協力の日の各事業は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 国際交流・協力活動に関する事業であること。

イ 公序良俗に反しない事業であること。

ウ 非営利の事業であること。

エ 特定の宗教又は政党に偏っていない事業であること。

オ 平成29年度国際交流・協力の日の円滑な運営を妨げるおそれがない事業であること。

- (3) 一旦、参加が認められた後であっても、(1)及び(2)に定める要件を満たしていないことが判明した場合、主催者は当該団体の参加資格を取り消すことができる。

国際フェスタ 2017 (国際交流・協力の日イベント) 出店・出展基準等

国際交流・協力の日 2017 (国際交流・協力の日イベント) の事業のうち、「市民団体等活動紹介コーナー」、「国際協力バザー (民芸品)」、「ひろしま国際村～世界の屋台」(以下「公募3事業」という。) の参加団体を募集します。

応募に当たっては、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 共通事項は以下の1～6
- (2) 各事業の出店・出展基準等の確認事項は別紙1～3

1 応募にあたっての基本事項

「国際交流ネットワークひろしま」の加入団体がこの国際交流・協力の日 2017 (国際交流・協力の日イベント) に集い、さまざまな国際交流・協力に関わる事業を実施することによって、参加団体相互の連携を深めると同時に、他団体と協力・協働し、運営全体に携わることを基本としています。

2 応募要件等

公募3事業の参加を希望する団体及び各事業は、以下の要件を満たさなければならないものとします。

【要件】

(平成29年度国際交流・協力の日の実施概要について 4 参加要件)

- (1) 平成29年度国際交流・協力の日に事業主体として参加する団体は、次の要件をすべて満たさなければならない。ただし、主催者及び共催者事業並びに協力団体実施事業については、この限りでない。
 - ア 国際交流ネットワークひろしまの加入団体であること。
 - イ 別途主催者が定める期日までに参加負担金を主催者に納めること。
- (2) 平成29年度国際交流・協力の日の各事業は、次の要件を全て満たさなければならない。
 - ア 国際交流・協力活動に関する事業であること。
 - イ 公序良俗に反しない事業であること。
 - ウ 非営利の事業であること。
 - エ 特定の宗教又は政党に偏っていない事業であること。
 - オ 平成29年度国際交流・協力の日の円滑な運営を妨げるおそれがない事業であること。
- (3) 一旦、参加が認められた後であっても、(1)及び(2)に定める要件を満たしていないことが判明した場合、主催者は当該団体の参加資格を取り消すことができる。

3 出店・出展応募方法等

(1) 応募方法

所定の申込書 (別添) により、当課あてにEメール、郵送、FAX 又は持参してください。

※Eメールの場合は、受信後こちらから確認メールを送信します。当課から返信がない場合は電話にてお問い合わせください。

※FAX の場合は確認のため必ず電話連絡をお願いします。

(2) 募集期間

平成29年6月8日 (木) から同年 7月14日 (金) まで (必着)

公益財団法人広島平和文化センター 国際部国際交流・協力課 たきもと 滝本宛

〒730-0811 広島市中区中島町1番5号 (広島国際会議場3階)

TEL:(082)242-8879 FAX:(082)242-7452 E-mail: internat@pcf.city.hiroshima.jp

4 出店・出展団体の確定

会場のスペースに限りがあり、募集团体数に定数を設けています。出店・出展応募団体数が定数内であった場合、参加団体決定通知書を送付します。

出店・出展応募団体数が定数を超える場合は、抽選により決定します。抽選会の有無については別途通知させていただきます。

抽選会を行う場合、8月17日（木）18：30～（広島国際会議場3階研修室）を予定しています。

5 参加団体負担金納付

参加決定団体へ納入方法・期限等を別途通知します。

6 合同説明会の開催

出店・出展の決定した団体におかれましては、次のとおり**公募3事業の合同説明会**を開催しますので、必ずご参加くださいますようお願いします。

（同説明会において出店・出展場所の抽選を行うほか、必要事項について説明を行います。）

（1）日時 平成29年9月21日（木）18：30～20：00

（2）場所 広島国際会議場3階研修室

市民団体等活動紹介コーナー（以下、「活動紹介コーナー」という。）の確認事項

1 募集内容

- （１）募集数・・・２０団体程度
- （２）会 場・・・広島国際会議場 地下２階 ヒマワリ

2 確認事項

- （１）「国際協力バザー（民芸品）」と重複応募はできません。
- （２）展示内容は、各国、地域の文化や生活、各団体の国際交流・協力活動等を広く来場者に紹介するものとしてください。なお、国際問題を扱う場合は、公平性に努めてください。
- （３）会場の設営、終了後の片付けに協力いただきます。
イベント当日、机と椅子のほか、展示ボード、電源等の設置は遅くとも午前９時までには完了する見込みです。なお、午前７時以降は荷物の搬入は可能です。
- （４）出展希望団体が多数の場合は、抽選となります。
- （５）参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。
- （６）「活動紹介コーナー」では、販売行為はできませんので予めご了承ください。

3 販売品、展示物、収益金等の管理について

参加団体は、出展時間帯における販売品、展示物、収益金等の管理をそれぞれの団体が責任を持って行ってください。

必ず担当者を配置し、紛失、破損などの事故が起きないように十分留意してください。

国際協力バザー（民芸品）の確認事項

1 募集内容

- (1) 募集数・・・14 団体
- (2) 会 場・・・広島国際会議場 地下1階 会議運営事務室ロビー

2 確認事項

- (1) 「活動紹介コーナー」と重複応募はできません。
- (2) 販売品は、各国の文化や民族の生活習慣、歴史と伝統等に関わる固有の産品としてください。
- (3) 酒類については、上記（2）に合致する場合であっても、国際交流・協力の日2017（国際交流・協力の日イベント）の趣旨を考慮して、販売や提供は絶対に行わないでください。
- (4) 販売品は高価ではなく、購入しやすいものにしてください。
- (5) 販売品の売上は、出店に要した経費に充当するとともに、団体の国際協力活動に役立ててください。
- (6) 会場の設営、終了後の片付けに協力いただきます。
イベント当日、机と椅子のほか、展示ボード、電源等の設置は遅くとも午前9時までには完了する見込みです。なお、午前7時以降は荷物の搬入は可能です。
- (7) 出店希望団体が多数の場合は、抽選となります。ただし、抽選に外れた団体は「活動紹介コーナー」の出展数が上限に達せず、主催者が可能と判断した場合は、「活動紹介コーナー」に出展できます。その際は、抽選会の通知でお知らせします。
- (8) 参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。
- (9) 各出店ブースに、ポスター・パネル掲示ができる展示ボードを用意します。これにより、民芸品の販売だけでなく、出店団体の活動紹介も同時に行うことができます。

3 販売品、展示物、収益金等の管理について

参加団体は、出店時間帯における販売品、展示物、収益金等の管理をそれぞれの団体が責任を持って行ってください。
必ず担当者を配置し、紛失、破損などの事故が起きないように十分留意してください。

ひろしま国際村～世界の屋台の確認事項

1 募集内容

- (1) 募集数・・・20団体
- (2) 会場・・・広島国際会議場 南側平和大通り緑地帯

2 確認事項

- (1) 販売品は、各国の文化や民族の生活習慣、歴史と伝統等に関わる固有の食品としてください。
- (2) 酒類については、上記(1)に合致する場合であっても、国際交流・協力の日2017（国際交流・協力の日イベント）の趣旨を考慮して、販売・提供は絶対に行わないでください。
- (3) 販売品は高価ではなく、購入しやすいものにしてください。
- (4) 販売品は、保健所の臨時店舗設置許可が必要なので、取扱品目、衛生面等問題の無いものにしてください。
(別添「催事等における臨時店舗の営業について」参照)
- (5) 発電機の設置はしません。参加団体での発電機の使用（持ち込み）もできませんのでご理解ご協力をお願いします。
- (6) 販売品の売上は、出店に要した経費に充当するとともに、団体の国際協力活動の推進に役立ててください。なお、売上額と使途（予定を含む）の内訳を報告してください。緑地帯の使用報告（中区役所）に必要です。
- (7) 会場と広島国際会議場間の道路等で事故が発生しないよう、参加者に注意を促すなど事故防止に留意してください。
- (8) 終了後の清掃など使用会場の原状回復に当たってください。
- (9) 出店希望団体が多数の場合は、抽選となります。ただし、「世界の屋台」の抽選に外れ、かつ「国際協力バザー」への出店もない団体は、「活動紹介コーナー」の出展数が上限に達せず、主催者が可能と判断した場合は、「活動紹介コーナー」に出展できます。その際は、抽選会の通知でお知らせします。
- (10) 参加を許可した団体以外は、参加できませんのでご注意ください。
- (11) 天候により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

3 販売品、展示物、収益金等の管理について

参加団体は、出店時間帯における販売品、展示物、収益金等の管理をそれぞれの団体が責任を持って行ってください。

必ず担当者を配置し、紛失、破損などの事故が起きないように十分留意してください。

催事等における臨時店舗の営業について

広島市では、臨時店舗[※]において食品の販売、又は簡易な調理を行う営業のうち、以下の要件を満たす場合は、営業許可を不要として取り扱っています。

これら臨時店舗を出店する場合は、事前に保健所でご相談いただくとともに、「営業開始届」を提出してください。

臨時店舗において許可を不要とする営業の範囲

- ① 営業期間は、同一場所で、3日以内
(連続しても3日以内、年間通算でも3日以内)
- ② 取扱条件、取扱品目を満たしていること。(別紙参照)
(3日以内であっても、取扱いを認めていない品目を取り扱う場合は許可が必要です)

※臨時店舗とは、観光イベント、物産展、祭・縁日及び興行、フリーマーケット、店舗の催し物、販売促進のためのイベントなどに出店し、食品の販売又は簡易な調理加工を行い実演販売する営業施設をいう。

営業開始届の提出について

- ① 届出にあたっては、届出者名、連絡先、食品衛生責任者名、営業期間、取扱い品目、調理の有無、仕入れ先・製造者、の記入が必要です。
- ② 添付書類は、設備の配置図(個別ブース内設備・会場全体)、水質検査成績書(タンク水など使用水が上水道以外の場合)などが必要です。
- ③ 届出は、原則としてイベント等の主催者又は出店団体の代表者がとりまとめて、一括して提出してください。

営業許可が必要なケース

営業許可又は認定が必要な業種(飲食店、喫茶店、菓子製造、麺製造、魚介類販売、食肉販売、乳類販売、加工水産物販売等)で、① 3日を超える、又は② 取扱いを認めていない品目(例：おむすび・寿司・調理パン、生菓子・あん餅等)を調理する場合は、許可又は認定の対象となりますので、基準に合った施設の準備・申請手続きが必要です。

自治会・学校等のバザーの場合の手続き

自治会や公民館が実施する地域住民等による祭りや、幼稚園や学校等が行う運動会・学園祭等のバザーの場合は、「営業」とはみなされませんので、上記「営業開始届」の代わりに、「イベント開催に伴う食品取扱届」を提出してください。提供できるメニューなどの取扱いは、臨時店舗の営業の内容に準じます。

[問合せ先]

広島市保健所食品保健課・食品指導課 (広島市中区富士見町11-27)

電話：(082) 241-7434、(082) 241-7404

FAX：(082) 241-2567

【調理の場合の取扱条件】

取扱条件

調理を行う場合

- (1) 提供は加熱調理品に限り（アイス類、ドリンク類を除く）、生ものの提供や、加熱後の加工成型は行わないこと。アイス類、ドリンク類を取扱う場合は、器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。
- (2) 原材料のカット、串刺し等の仕込み行為は行わず、簡易な調理のみを行うこと。
- (3) 取扱い可能な品目であり、設備・取扱い条件を満たすこと。

調理設備

調理を行う場合の設備

- 1 施設は、屋根を設置して、三方を隔壁等により区画すること。
(テント張、仕切り板・幕等で囲む)
- 2 食品を調理し、又は加工する箇所は、地面又は床面から70cm以上の高さがあること。
(作業台の高さのこと)
- 3 給水設備（場所）があること。
(衛生的な水（水道水以外は水質検査をするなど）を供給できる流水式の水場を確保すること)
- 4 食器、器具類の洗浄設備（場所）及び殺菌設備があること。
(給水設備に連結して、蛇口・シンクを設置し、排水方法にも注意すること)
- 5 手指の洗浄設備（場所）及び消毒設備があること。
(器具の洗浄設備に準じたもので、薬用石けんなどの手指消毒剤を置く)
- 6 衛生上支障がない構造の排水設備があること。
(下水口に配管導入するか、排水タンクに溜め置くなどすること)
- 7 衛生的に処理ができる廃棄物処理設備があること。
(ふたつきゴミバケツを設置、ゴミ処理はその日のうちに行うこと)
- 8 食品又は器具を保管する衛生的な設備があること。
(食器や包装資材の保管箱や戸棚を用意、地面に置かないこと)
- 9 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備があること。
(要冷凍冷蔵品は必ず電気冷蔵庫で保管すること)

注意事項

調理を行う場合の注意事項

- 1 原材料又は製品の仕入れにあたっては、品質、鮮度及び表示について点検を行うこと。
- 2 調理は、全て施設内で行うこと。
- 4 調理は、原則として提供直前に行うこと。
- 5 原材料又は製品は、食品の種類に応じて適切な温度で保管すること。
- 6 原材料を解凍する場合は衛生的に行い、当日使いきりとすること。
- 7 食品、器具及び容器包装は、衛生的に取扱うこと。
- 8 従事者は、食品を取扱う前及び用便後は手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- 9 従事者は下痢・発熱の症状があった時、手指に化膿創があった時は、調理作業に従事しないこと。
- 10 施設、設備及び施設周辺は、衛生上支障ないよう清潔に保つこと。
- 11 食器類は原則として使い捨て容器とし、持ち帰りが出来ないものであること。

【調理の品目例】

1 取扱いを認める品目例

事前に仕込んだ具材：飲食店等の許可のある施設で、材料の細切、味付けなどを直前に済ませておく。

事前に調製された材料：製造施設（許可施設）で、製造されたものをそのまま使用する。

分 類	取 扱 条 件	品 目 例
煮物類	事前に仕込んだ具材を、その場で煮込む。	おでん、豚汁
焼き物	事前に仕込んだ具材を、その場で焼く。	焼き鳥、いか焼、焼かき
お好み焼類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を混ぜ合わせて焼く。	お好み焼、たこ焼、ピザ
めん類	事前に仕込んだ具材と、その場で加熱調理したものを調製する。	うどん、そば等の最終加熱がある麺類
揚げ物	事前に仕込んだ具材を、その場で調製した生地等をつけて揚げる。	唐揚げ、フライドポテト、コロッケ
アイス類	事前に調製された材料を、その場で小分け等の簡易な加工をする。器具類、手指等からの汚染防止措置がとられていること。	アイスクリーム、ソフトクリーム、かき氷
焼菓子類	事前に仕込んだ具材と、その場で調製した生地を焼く。	たい焼き、ベビーカステラ、焼餅、クレープ（生クリームをサンドするものを除く）
蒸し物類	事前に仕込んだ具材を、その場で蒸す。	蒸し饅頭、ちまき、シュウマイ
揚げ菓子類	事前に仕込んだ具材を、その場で揚げる。	ドーナツ、フライケーキ
餅・団子類	その場で蒸す、焼く。又は、これに簡易な加工を行う。	平餅、みたらし団子、いが餅
あめ菓子類	事前に調製された原材料に、その場で簡易な加工を行う。	綿菓子、べっこう飴、果実飴
ドリンク類		清涼飲料水、酒類、生ジュース、スムージー
レトルト食品 冷凍食品	加熱調理後、手を加えず提供し、その場で喫食させる。	各種食品
米飯類	その場で炊飯及び具材の加熱調理を行い、熱い状態で提供し、その場で喫食させる。	カレーライス、焼飯、炊き込み御飯
ドッグ類	その場で焼く、又は揚げる。	アメリカンドッグ、フレンチドッグ
その他	事前に仕込んだ具材に、その場で簡易な加工を行う。	果実チョコ

2 条件付きで取扱いを認める品目例

分 類	品 目 例	取扱いを認める条件
米飯類	肉巻きおにぎり	別に定める条件による
めん類	つけ麺、冷麺、ざるそば	
その他	浅漬け類（冷やしきゅうり等）	

3 取扱いを認めない品目例

分 類	品 目 例	取扱いを認めない食品の基準
米 飯 類	おむすび、巻寿司、にぎり寿司	1 未加熱のまま提供するもの。 2 加熱後に、成型及び具材をはさむ、トッピング等の処理があり、簡易な調理とは認められないもの。 3 冷却に多量の水を使用するもの。 4 その他、衛生上の危害が認められるもの。
め ん 類	冷やし中華	
菓 子 類	あん餅、きな粉餅、クレープ（焼成後に生クリーム等をサンドするもの）	
調 理 パン	サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドッグ	
そ の 他	生卵を使用するミルクセーキ、粉末ミックスを使用するソフトクリーム、刺身、生クリーム（既製品除く）	

【販売品の取扱条件】

取扱条件

販売を行う場合

- （１）加工済食品は、許可施設で製造又は加工された製品を仕入れて販売すること。（許可を不要とする食品を除く）
- （２）食品のカット、スライス等の加工及び小分けは行わないこと。（包装、表示済の商品を取り扱うこと）
- （３）販売品目例及び販売に係る注意事項は下記のとおりとする。

注意事項

販売に係る注意事項

品 目 例	注 意 事 項
牛乳、乳製品、清涼飲料水、弁当、調理パン、食肉製品、魚介加工品、レトルト食品、鮮魚介類、食肉、菓子類、びん詰食品、缶詰、果物、野菜	1 果物、野菜及び未処理の魚以外は、容器包装に入れられたものであること。 2 適正に表示されていることを確認して販売すること。 3 保存基準が定められている食品は、温度計を設置した冷蔵又は冷凍庫に保管し、基準を遵守すること。 （牛乳、乳製品、精肉食肉製品、魚練り品、冷凍食品など） 4 その他、食品に応じて、適切な保存温度で保管して販売すること。

国際フェスタ2017（国際交流・協力の日イベント）出店・出展に当たっての留意事項

1 広島平和文化センターから参加団体へ提供するもの

予算の範囲内で、会場の提供及び下記機材等を提供します。

（１）市民団体等活動紹介コーナー（以下、「活動紹介コーナー」という。）

- ① 展示ボード（縦120cm×横180cm）2枚（連結して1枚にする）（別紙参照）
- ② 机2台（奥行き60cm×幅180cm）、椅子4脚まで
- ③ 電源（コンセント）
- ④ 各団体ブース表示板（新規団体のみ作成。その他の団体は、昨年度までの表示板を再利用）

（２）国際協力バザー（民芸品）（以下、「国際協力バザー」という。）

- ① 展示ボード（縦120cm×横180cm）2枚（連結して1枚にする）（別紙参照）
- ② 机2台（奥行き60cm×幅180cm）、椅子4脚まで
- ③ 電源（コンセント）
- ④ 各団体ブース表示板（新規団体のみ作成。その他の団体は、昨年度までの表示板を再利用）

（３）ひろしま国際村～世界の屋台（以下、「ひろしま国際村」という。）

- ① テント 1団体1張り（奥行き180cm×幅270cm）
- ② 机 2台（奥行き45cm×幅180cm）、椅子4脚まで
- ③ 消火器 1団体1本
- ④ 各団体ブース表示板（新規団体のみ作成。その他の団体は、昨年度までの表示板を再利用）
- ⑤ 飲料水（散水栓（上水道）から採水）
- ⑥ 食事コーナー用テント（5.4m×3.6m、会場全体で3張り設置）及び机数台、椅子数10脚
- ⑦ ゴミ箱及びゴミ袋等（来場者用）

2 参加団体の役割及び準備物並びに留意点について

- （１）展示物、バザー販売品、燃料、食材など飲食物、食器、釣銭、文具類など出店・出展に必要な物は各団体で準備してください。
- （２）会場設営・撤去、運営、汚水処理、ゴミの分別収集、後片付け等を行ってください。
- （３）「国際協力バザー」、「ひろしま国際村」での販売にあたっては、品位と節度を持ち、過度な呼び込みなどにより、参加者、通行者が不快感を持つことがないよう留意してください。
- （４）各会場での募金及び「活動紹介コーナー」での物品販売は絶対に行わないでください。
- （５）販売物の申請に関し、申請内容と当日の販売物が相違する場合は、販売の中止または出店をお断りする場合がありますのでご注意ください。
- （６）出店・出展団体は、協力・協働を基本とし、個別行動を慎み、開始と終了は統一的行ってください。

個別に店を閉めたり、看板を下ろしたり、テントを収納するなどの行為はしないでください。

3 駐車場について

本川沿いの路上につきましては、駐車禁止となっております、利用できません。

これに伴い、参加団体の駐車場確保は困難になっており、参加団体用の駐車場は、原則として用意できませんので、ご了承ください。

なお、荷物の搬出入用に次のとおりイベントの前後に一時荷物置場を用意しますので、そちらをご利用ください。

一時荷物置き場 日程 平成29年11月13日（月）～11月22日（水） （イベント当日11月19日（日）を除く。） 場所 広島国際会議場3階研修室

4 事業実施報告書の提出について

イベント当日事業終了後、速やかに所定の事業実施報告書に必要事項をご記入のうえ、事務局に提出をお願いします。詳細は別途参加決定後の説明会にて連絡いたします。

国際フェスタ2017（国際交流・協力の日イベント）のスケジュールについて（予定）

H29.6.8 現在

月 日	内 容 等	備 考
6月8日（木）～ 7月14日（金）	公募3事業 参加団体募集 （活動紹介コーナー、国際協力バザー、世界の屋台）	対象： 国際交流ネットワーク ひろしま加入団体
8月17日（木）	公募3事業 参加団体抽選会	対象： 公募3事業申込団体
9月15日（金）～ 10月15日（日）	ボランティアの募集（公募）	
9月21日（木）	公募3事業 合同説明会 （活動紹介コーナー、国際協力バザー、世界の屋台） 参加団体負担金（1団体につき 3,000 円） 現金納付受付日	対象： 公募3事業参加団体 国際会議場3階 研修室
10月15日（日）	「ひろしま市民と市政」等による広報 （開催広報及び要予約事業の参加者募集）	
10月中旬	参加団体交流会	対象： 国際フェスタ 2017 参加全団体 国際会議場3階 研修室
10月31日（火）	【納付期限】 参加団体負担金（参加1団体につき、3,000 円）	
11月18日（土）	前日準備（一部事業）	
11月19日（日）	開催 事業実施報告書の提出	開催時間 10:00～16:00